

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者	
建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、建設工事の請負契約において、安全及び健康の確保に関する経費(以下「安全衛生経費」という。)が適切に確保された適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。	1	安全衛生経費は建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、現在、国土交通省の建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会において実態把握や施策検討等がなされている。	・国土交通本省において「安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われる実効性のある施策」を検討するため、必要な基礎データの作成を目的として、安全衛生経費の実態を把握する調査を実施、集計し、今年度末にとりまとめを行う。	「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」において、安全衛生経費の実態に関する元請・下請向けの実態調査、発注者向けの実態調査、安全衛生経費に関する個人の意識調査等を行い、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための実効性のある施策について検討した。	近畿地方整備局
		2	公共工事の発注者においては、こうした動向にも留意しつつ、引き続き安全衛生経費の適切かつ明確な積算を行う。	・建設工事においては、共通仮設費(安全費)及び現場管理費に必要な安全衛生経費を計上しており、適切に確保する。 ・国の積算基準に準じて適切かつ明確な積算を行う。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施する。	・共通仮設費(安全費)及び現場管理費に必要な安全衛生経費を計上しており、適切に確保対応している。 ・国の積算基準に準じ、適切かつ明確な積算を行った。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施した。	近畿地方整備局 府発注部局
		3	民間工事においても、安全衛生経費を適切に確保することが求められる。	・建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの周知に向けた方策を検討、要望する。 民間工事発注者へ安全衛生経費の必要性を説明する。 ・全会員企業へ協会メールマガジン等による建設業法関連行政通達を周知する。	・地方公共団体や民間発注者に適正な工期設定を理解して頂くため、国土交通省に向けて要望を行っている。 コロナ対策も加え継続して行っている。	大建協 大中建
		4	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業取引適正化推進月間において大阪府が実施する建設業者向けの建設業法研修会(以下「研修会」という。)を通じ、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。 ・府内の建設業者を対象に実施する建設業法研修会において、法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)	・立入検査、大阪府「建設業法研修会」を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について周知・啓発を行った。(立入検査随時、研修会11月28・29日) ・建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、安全衛生経費の積算及び確保について周知・啓発を行った。(11月19日・20日・参加者203名) ・立入検査において、安全衛生経費の積算及び確保について周知・啓発を行った。(12月、3月)	近畿地方整備局 府建振課
	1(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 工期の設定については、建設工事従事者の健康確保や災害防止等の観点から、時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を前提とした不当に短い工期設定とならないよう、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿って必要な休日等の日数を確保し、また、内装工事や設備工事等の後工程の適正な工期確保といったことも考慮しながら適切になされる必要がある。	5	公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されており、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	・工期は、準備・後片付け期間、雨休率を算出し特記仕様書に明記を義務づける。 ・天災等やむを得ない事由が生じた場合に、受注者より申請があれば、工事請負契約におけるガイドラインに基づき適切に工期延長を実施する。	・準備・後片付け期間、雨休率、天災等やむを得ない事由が生じた場合の工期延長について、適切に特記仕様書に明記している。 ・工事請負契約におけるガイドラインに基づき適切に工期延長を実施した。	近畿地方整備局
				・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期設定を行い、工事を発注した。 また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行った。	府発注部局
		6	一時期に工事を過度に集中させないための施工時期の平準化等について努めるものとする。	・適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(「2か年国債」や「ゼロ国債」)を活用すること等により、公共工事の施工時期の平準化を行う。 更に、地域単位での発注見通しの統合・公表として、近畿地整・府県・政令市・市町村・特殊法人等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する。 ・年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努める。	・国庫債務負担行為を活用すること等により、平準化に努めている。また、発注見通しを統合し公表した。(250機関) ・債務負担行為の活用や、年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努めた。	近畿地方整備局 府発注部局
	7	民間工事においては、発注者が工事仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に要する工期を発注者に示した上で請負契約が締結されることが多い。このため、受注者は、適切な工期設定を行い、その内容を発注者に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、発注者においても受注者と十分に協議し、適正な工期での請負契約を締結することが求められる。	NO.3	・建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの周知に向けた方策を検討、要望する。	・地方公共団体や民間発注者に適正な工期設定を理解して頂くため、国土交通省に向けて要望を行った。	大建協
				・民間工事発注者へ適正な工期設定等のためのガイドラインを説明し理解を得る。	民間工事発注が縮小しているので時間をかけて対応を検討した。	大中建

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者
	8	工期の設定に当たっては、前述のガイドラインを踏まえ、発注者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日(4週8休含む)の実現や長時間労働の是正について努めるものとする。	・準備・後片付け期間を適正に確保する他、通年維持工事を除く全ての工事で適正な工期設定を徹底する。 週休二日工事の「発注者指定型」は予定価格3億円以上としており、令和2年度は77件(4月見通し公表時点)を予定している。 3億円未満の工事については、関係する建設業者団体のご意見を踏まえ、4週7休又は4週6休といった状況に応じた対応が可能な「受注者希望型」としている。	・適正な工期を確保するため、直轄土木工事における適正な工期設定指針の周知徹底を図った。	近畿地方整備局
			・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期設定を行い、工事を発注した。	府発注部局
			・現場労働時間実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法を検討する。 ・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。	元請現場職員の労働時間や現場の閉所回数、休日及び有休の取得状況についてのアンケートを実施した。 ・国土交通省近畿地方整備局他、各公共工事発注工事現場における勤務実態調査を実施した。	大建協
			・週休二日の実現や長時間労働の是正に努める。	長時間労働の是正は2024年の期限までには完了する。	大中建
責任体制の明確化	2 建設工事の請負契約に基づく責任体制の明確化 建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。	9 近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・立入検査等を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について周知・啓発を行った。	近畿地方整備局
			NO.4 建設業法研修会において法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月)	・建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、周知・啓発を行った。(11月19日・20日・参加者203名)	府建振課
			NO.4 立入検査を実施する。(適宜)	・立入検査において、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、周知・啓発を行った。(12月、3月)	
	10 下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、大阪労働局は、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	・建設業者に対し、下請が安全に仕事をするための環境を整え、必要な教育を行うための資料提供をする等、安全衛生管理能力向上のため、監督指導、集団指導(新規現場所長研修等)、建災防パトロール等において指導した。	大阪労働局	
建設工事の現場における措置の統一的な実施	3(1)建設業者間の連携の促進 元請負人においては、建設現場における作業間の連絡調整、下請負人が行う安全衛生教育への支援、建設現場内の設備・機械等の安全確保等、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理を行う必要がある。 また、下請負人においては、作業計画の作成や元請負人への報告、自らが雇用する労働者の安全対策、下請負人同士の作業間の連絡調整等を行う必要がある。 なお、元請負人と下請負人とがそれぞれに求められる役割を適切に果たし、事故のない安全な建設現場を築くためには、両者が良好な信頼関係のもと、日々緊密なコミュニケーションを保ちながら、安全性の確保に向けた各取組を進めることが求められる。	11 大阪労働局は、建設現場における統括安全衛生管理に係る指導の徹底を図る。	NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	・元請が安全衛生協議会を設置し運営するよう監督指導、新規現場所長研修等において指導した。	大阪労働局
			NO.10 各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。		
		12 大阪府は、大阪労働局及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して、建設業者に対する研修会等で建設現場の安全衛生管理体制の重要性を周知する。	・各労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会と連携し、同協会が行うご安全に運動研修会において、建設現場の安全衛生管理体制の重要性について周知する。 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・「ご安全に運動研修会」に参加し、建設業における労働災害防止対策等について説明した。(10～11月) ・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、建設現場の安全衛生管理体制の重要性の周知を行った。(11月19日・20日・参加者203名)	大阪労働局 府建振課

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者
3(2)一人親方等の安全及び健康の確保 一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。	13	大阪労働局は、大阪府と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行う。	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	・大阪府「建設業法研修会」に参加し、一人親方等の災害発生状況、労災保険の特別加入制度等について説明した。(11月19日・20日)	大阪労働局
			NO.12 建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行った。(11月19日・20日・参加者203名)	府建振課
	14	同一の建設現場において、労働者と一人親方等の区別なく安全衛生教育を実施する等により、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発する。	NO.13 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	・大阪府「建設業法研修会」に参加し、一人親方等の災害発生状況、労災保険の特別加入制度等について説明した。(11月19日・20日)	大阪労働局
			NO.12 建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発を行った。(11月19日・20日・参加者203名)	府建振課
	15	厚生労働省は、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。	NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の方法について説明する。	・監督指導等において、一人親方等に対する安全衛生教育の必要性、労災保険の特別加入制度等について指導した。	大阪労働局
3(3)一人親方の労災保険特別加入制度等の周知・啓発 一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではなく、本来の労災保険の対象とはならないが、一人親方が労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入することができる。	16	労災保険への加入を希望する一人親方が漏れなく任意加入できるよう、大阪労働局は、他の関係団体・機関と連携して、一人親方に対する労災保険の特別加入制度を周知する。	・一人親方用及び中小事業者用特別加入制度リーフレットを連絡会議全構成員に配布し、協力を要請する。 ・大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する特別加入制度の加入促進を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため連絡会議が書面開催となり、リーフレットの配布ができなかった。 ・大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する加入促進活動を継続している。	大阪労働局
			・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知していく。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できない。	・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知を行った。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できない。	大中建
			NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	・大阪府「建設業法研修会」や監督指導等において、一人親方等に対する安全衛生教育の必要性、労災保険の特別加入制度等について説明した。(研修会11月19日・20日)	大建労
	17	業務の実態等からみて労働者に準じて保護することが適当である者については労働者として扱うことについて、様々な機会を通じて、建設業者に対して周知・啓発する。	NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.13 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。		大阪労働局
設計、工法等の普及 「i-Construction」の施策を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、建設現場での死亡事故の撲滅等、魅力ある建設現場を目指す必要がある。	18	近畿地方整備局及び大阪府は、ICT建設機械やUAV(ドローン等)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」や「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	・法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」とともに、斜面上の計測作業を削減するため、ICT機器を活用した吹付法砕工(ICT法面工)へICT施工の工種拡大を行う。また、「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	・ICT建設機械やUAV(ドローン等)の活用に加え、法面工にもICTの活用を拡大し、急斜面上での出来高計測などを省略する取り組みを進めている。 また、「公共工事等における新技術活用システム」を活用し、安全及び健康に配慮した技術の活用を促進している。	近畿地方整備局
			・一定規模以上の土木工事において、ICT建設機械を用いた土工やUAV(ドローン等)を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用環境の整備に努める。	・一定規模以上の土工、舗装工及び河川浚渫工において、ICT建設機械施工やUAV(ドローン等)を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用を推進した。	府発注部局
	19	大阪労働局は、安全な施工の普及を図るための厚生労働省が策定する各種ガイドラインを建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	・建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	・建設工事関係者連絡会議を開催し、建設業者が安全に施工できるよう要請した。(10月)	大阪労働局
			i-Construction推進連絡調整会議に参画する。	・実績なし	大建協
			・大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者連絡会議」に出席し、建災防活動について周知する。	・大阪労働局や労働基準監督署が開催する下記の「建設工事関係者連絡会議」に出席し、「ご安全に運動」等建災防活動について周知した。 (10月26日大阪労働局・12月15日大阪中央署・7月2日天満署〔書面開催〕・12月11日西野田署・2月2日淀川署〔書面開催〕・12月1日堺署)	建災防

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者	
建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	20 大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「安全Study活動」を実施し、雇入れ時教育、能力向上教育等の教育機会の周知を図る。		・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	・集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明した。	大阪労働局	
		21 建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、建設業者や建設工事従事者に対して、安全衛生推進者能力向上教育、統括安全衛生責任者教育等の安全衛生教育を実施する。		・作業主任者技能講習等を実施する。(12種類・54回) ・その他安全衛生教育を実施する。(11種類・45回)	・支部において次のとおり講習会を実施した。 作業主任者技能講習(11種類・37回・修了者1,542名) 技能講習(1種類・5回・修了者76名) 安全衛生教育(10種類・42回・修了者1,245名)	建災防
		22 若手職人等入職1年以内の未熟練工については、特に労働災害の発生割合が高いことを踏まえて、建設業者が実施する雇入れ時教育を促進する。	NO.20	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	・集団指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明した。	大阪労働局
		23 建設業者団体においても、安全衛生教育に関する講習会等を実施し、建設業者の自主的な取組を促進する。		・空衛協との共催で、新入社員研修を開催する。(4月) ・職長教育を開催する。(11月) ・大阪労働局、建災防と連携し安全衛生講習会等を開催する。	・コロナ禍により開催を中止した。 ・11月18日～19日職長教育を開催した。 ・コロナ禍により開催を中止した。	電業 大中建
		24 大阪労働局は、全国安全週間や全国労働衛生週間等において、研修会、安全衛生大会等、安全衛生に関する各種事業を、大阪府、建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して実施する。		・「リスク“ゼロ”大阪推進大会」等において、大阪府や建設業団体の協力のもと、建設工事の安全及び健康に関する対策等について説明する。(7月予定) ・全国安全週間等に合わせた安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努める。 ・全国安全週間実施要領等を配布する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。 ・安全大会を開催する。(6月) ・全国安全週間等の実施要領を全会員企業に周知する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。 ・安全衛生大会を実施する。(10月) ・安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため「リスク“ゼロ”大阪推進大会」は中止となった。 ・全国安全週間等に合わせた安全パトロール・講習会等を実施し、請負業者・職員の安全意識の向上に努めた。 ・全国安全週間実施要領、全国労働衛生週間実施要領、建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領を配布し、周知を行った。(6月、8月、11月) ・コロナ禍により開催を中止した。 ・全国安全週間等の実施要領を全会員企業にメールマガジンを送付した。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示した。 ・令和2年度安全衛生大会を下記のとおり実施した。 日時 令和2年10月6日(火)14:00～15:00 場所 建設交流館8階グリーンホール ・令和2年度安全パトロールを下記のとおり実施した。 日時 令和2年10月15日(木)10:00～13:00 場所 米原市統合庁舎整備事業	大阪労働局 府発注部局 府建振課 電業
				・「第55回大阪府建設業労働災害防止大会」を開催する。(6月)	・新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。	建災防
				・安全衛生表彰式「リスク“ゼロ”大阪推進大会」において、特に優秀な建設現場等に対し、厚生労働大臣、大阪労働局長が表彰する。(7月予定)	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため「リスク“ゼロ”大阪推進大会」は中止となった。なお、優秀な建設現場に対し表彰を行った。	大阪労働局
				・独自顕彰制度として、評点70点以上の会員企業施工案件に対し、安全優良事業場表彰を行う。(6月) ・安全衛生大会において、安全衛生上、優良な工事現場を表彰する。(10月・20社から30社程度)	・独自顕彰制度として、安全優良事業場表彰を行った。 表彰式典は開催できなかった。 ・令和2年度安全衛生大会を下記のとおり実施した。 日時 令和2年10月6日(火)14:00～15:00 場所 建設交流館8階グリーンホール 優良工事現場表彰 23社	電業 空衛協
				・優良現場施工管理者表彰を実施する。(11月)	令和2年度はコロナ禍により開催を中止した。	大中建
				・建災防本部表彰を実施する。(9月) ・建災防支部表彰を実施する。(6月) ・分会安全競争表彰を13分会が半年毎に年26回実施する。 (参考:令和元年度実績数) ・建災防本部表彰 個人賞300名、優良賞(会社・現場)236件 ※うち大阪府支部関係 個人賞28名、優良賞18件 ・建災防大阪府支部表彰 個人賞43名、優良賞(〃)60件 ・第1期分会安全競争表彰 13回 合計296現場 ・第2期分会安全競争表彰 13回 合計280現場	・建災防本部表彰を実施した。(9月24日・25日) ・建災防支部表彰を実施した。(6月24日) ・第1期分会安全競争表彰を実施した。(7・8・10月) ・第2期分会安全競争表彰を実施した。(1月) (参考:令和2年度実績数) ・建災防本部表彰 個人賞303名、優良賞(会社・現場)239件 ※うち大阪府支部関係 個人賞28名、優良賞18件 ・建災防大阪府支部表彰 個人賞42名、優良賞64件 ・第1期分会安全競争表彰 13回 合計230現場 ・第2期分会安全競争表彰 13回 合計267現場	建災防
建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の高揚や安全衛生水準の向上、建設工事従事者の技能者としての地位向上を図る。(25-27)	25 大阪労働局においては、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者等を表彰する。					
26 建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部においても、独自に各種顕彰制度を実施する。						

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者
<p>・メンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされるとともに、建設現場における熱中症で亡くなる人も見られることから、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する必要がある。(28)</p>	27	受賞した建設業者及び建設工事従事者の優秀な技能や取組については、大阪府が実施する研修会やホームページで紹介し周知する。	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) 府ホームページにて各種顕彰の受賞者を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、建設業研修会を時短開催したため、周知できなかった。(11月19日・20日・参加者203名) 	府建振課
	28	大阪労働局は、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」等を研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.10 大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 NO.10 各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等について、研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を行った。 	大阪労働局
			<ul style="list-style-type: none"> 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、請負業者あてに熱中症対策を実施するよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、熱中症対策の啓発ポスター等を配布・掲示し、熱中症対策を実施するよう促した。 	府発注部局
			<ul style="list-style-type: none"> 建設業における熱中症予防指導員研修を2回開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、4～6月の当支部開催予定の講習会はすべて中止した。(熱中症予防指導員研修は、5月及び6月に開催予定としていた) 	建災防
<p>5(2)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進</p> <p>建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。</p>	29	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設業者が効果的なリスクアセスメントを行い、建設現場の状況に即した有効な安全衛生対策の実施につなげていけるよう、建設業の特性を踏まえて開発した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)」の一層の普及促進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌「建設の安全」や「建災防おおさか」にて全会員に広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌「建設の安全」においてコスモス認定企業の情報及び認定の効果にかかる記事を掲載した。 建災防おおさか9月号において、中小規模建設事業場向けニューコスモス(コンパクトコスモス)の記事、同1・2月号においてコスモス認定取得にかかる記事を掲載し広報した。 	建災防
	30	大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「リスク評価推進活動」及び「安全見える化活動」を実施し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び建設業者の創意工夫事例を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> NO.13 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府「建設業法研修会」において、「リスク評価推進活動」、「安全見える化活動」について説明し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び作業手順書の見直し等について周知・啓発した。(11月19日・20日) 	大阪労働局
	31	公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設現場における自主的な取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 直轄工事に関して、工事成績評定時に評価を行う。 工事成績評定において、安全対策を評価項目とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理については、工事安全協議会や建設業者団体主催の講習会で、近畿地整管内で発生した事故の事例やその要因、再発防止策等を建設業者に対して紹介し、現場の安全管理の徹底や事故撲滅を呼びかけた。 工事成績評定において、安全対策を評価項目として評価を実施した。 	近畿地方整備局 府発注部局
<p>5(3)墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <p>建設現場では、全国的に今なお墜落・転落災害が最も多く、特に大阪府においては、死亡者数全体に占める墜落・転落災害の割合が、近年、約4～6割を占めており、全国と比べて高い割合で推移していることから、建設工事関係者が一体となって墜落・転落災害の撲滅を目指す必要がある。</p>	32	大阪労働局は、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として「命綱GO活動」を実施し、研修会・パトロール・現場指導において、建設現場における労働安全衛生規則の遵守徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.10 大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 NO.10 各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 NO.13 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府「建設業法研修会」において、「命綱GO活動」について説明し、また、研修会・パトロール・現場指導において、二丁掛墜落制止器具の使用等について指導した。(大阪府研修会11月19日・20日) 	大阪労働局
	33	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、安全指導者による安全パトロール等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪労働局と連携し、支部パトロールを1回実施する。 労働基準監督署と連携し、分会パトロールを多数回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪労働局との合同による「ご安全に運動パトロール」を実施した。(11月10日・13現場・32名) 分会でパトロールを実施した。(安全衛生パトロール18回、広報パトロール17回・延べ354名・730現場※12月末現在) 	建災防
	34	大阪労働局は、足場からの墜落・転落災害について、「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> NO.10 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 NO.10 大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 NO.10 各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 NO.13 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督指導等、建災防との合同パトロール、集団指導、大阪府研修会11月19日・20日)に、足場からの墜落・転落災害防止対策として、『より安全な措置』等を実施するよう指導した。 	大阪労働局

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者		
	35	大阪府は、大阪労働局と連携して、建設業者に対する研修会において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」等の周知や災害事例等の紹介を行う。	NO.12	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の周知、災害事例の紹介を行った。(11月19日・20日・参加者203名)	府建振課	
			NO.10	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	・大阪府「建設業法研修会」や監督指導等において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」等の周知や災害事例等の紹介を行った。(研修会11月19日・20日)	大阪労働局	
			NO.10	・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。			
			NO.10	・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。			
		NO.13	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。				
		36	厚生労働省の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合において調査・検討がなされている。		・実務者会合の検討結果を踏まえ、本年度中に足場からの墜落防止措置の充実が図られる方針である。	・厚生労働省の「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」において調査・検討がなされている。	大阪労働局
		37	発注者と受注者においては、こうした動向にも留意しつつ、それぞれの立場において、過去の災害事例等を参考に災害防止対策を行う。		・工事発注者や受注者等が参加する工事安全協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指す。 ・毎年度「工事等事故防止重点対策項目(社会的影響に繋がる事故)」を設定し、記者発表や安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図る。 ・ニュースレターあんぜん(整備局HP掲載)を月刊で発行し、日建連等各種業界にも情報発信を行い、事故撲滅に取り組む。	・工事発注者や受注者等が参加する工事安全協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指した。 ・毎年度「工事等事故防止重点対策項目(社会的影響に繋がる事故)」を設定し、記者発表や安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図った。 ・ニュースレターあんぜん(整備局HP掲載)を月刊で発行し、日建連等各種業界にも情報発信を行い、事故撲滅に取り組んだ。	近畿地方整備局
					・事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組む。	・事故事例を整理し、安全パトロール・安全講習会等において発注者・受注者で共有するなど、災害防止対策に取り組んだ。	
					・会員企業に対して建災防への加入を勧めると共に、安全衛生講習会の実施やホームページからも情報の発信をする。	安全衛生講習会の開催は出来なかった。	大中建
					・大阪労働局・労働基準監督署後援のもと、「ご安全に運動研修会」を分会ごとに13回開催する。(10～11月) ・今年度は、墜落・転落災害や重機災害の防止を重点として、災害原因と再発防止対策を中心に研修会を開催する。(タイトル未定)	・平成30年度のテキストを一部改訂し、「パトロールの指摘事項」をテーマに「ご安全に運動研修会」を10分会において実施した。(10月29日～11月30日・合計10回・参加者561名)	建災防
処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	6(1)社会保険等の加入の促進 労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等の加入対策を進める必要がある。	40	近畿地方整備局は、近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)を通じて、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。	・近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)の場を活用し、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。	・工事安全協議会(会長:直轄事務所所長)を実施した。(計12回実施済、今後年度内3回予定) また、日建連や道建協など建設業者団体の事故防止講習会や安全対策推進協議会などにも参加し事故撲滅を呼びかけた。 ・工事等事故防止重点対策項目(7項目)を設定し、記者発表を行い、更に上記工事安全協議会でも周知した。(平成31年3月28日記者発表) ・ニュースレターあんぜん(整備局HP掲載)を発行。日建連、建コン協等の建設業者団体にもメール送付し会員へ周知を図った。(月1回発行)	近畿地方整備局	
				・近畿地方協議会に参画し、社会保険加入促進に向け、地域に根差した形での取組を検討する。			・実績なし
			・下請け企業への社会保険等の加入について引き続き指導等を行っていく。	・会員企業へ下請け企業の社会保険等の加入についての確認を周知徹底した。	大中建		
		41	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する立入検査や研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。		・建設業法研修会を通じて、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	各種建設業関連団体に対し、周知説明を実施した。	近畿地方整備局
NO.4	・建設業法研修会において社会保険等の加入の促進を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)			・建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図った。(11月19日・20日・参加者203名) ・立入検査において、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図った。(12月、3月)	府建振課		

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者	
	42	公共工事の発注者は、発注工事における加入確認や保険担当機関への未加入情報の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業者に限定している。 受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とする。 下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳と加入確認書類等の提出を求め、未加入が認められた際には、保険担当機関への情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等加入業者に限定し、適切に対処している。 受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とし、入札を実施した。 下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳と社会保険等の加入確認書類等の提出を求め、加入確認を行った。 	近畿地方整備局 府発注部局	
	43	未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の対策を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施している。 平成30年10月から、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止し、違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府「建設業法研修会」において、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等を周知し、社会保険等の加入の促進を図った。(11月28日・29日) 契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止し、契約を行った。なお、社会保険等の未加入により、入札参加停止措置等を実施した事例はなかった。 	近畿地方整備局 府発注部局	
	45	大阪労働局は、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者及び建設工事従事者に対し周知する。	NO.10 NO.13	<ul style="list-style-type: none"> 各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府「建設業法研修会」や監督指導等において、一人親方等に対する労働保険・社会保険等の加入の必要性や労働基準関係法令について、建設業者等に対し説明した。(研修会11月19日・20日) 	大阪労働局
6(2)建設キャリアアップシステムの活用推進 建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。	47	近畿地方整備局は、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステム説明会を開催するなどシステムの活用を推進する。 	各種建設業関連団体に対し、周知説明を実施した。	近畿地方整備局
	48	大阪府及び建設業者団体は、こうした近畿地方整備局の取組を支援するため、研修会等において建設キャリアアップシステムの周知等を行う。	NO.27	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) 許可関係通知にチラシを同封し周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、建設キャリアアップシステムの周知を行った。(11月19日・20日・参加者203名) 経営事項審査の結果通知書に建設キャリアアップシステムのチラシを同封し、周知を行った。 	府建振課
				<ul style="list-style-type: none"> 講習会等を開催し、会員への周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 3月15日に実施した。 	大建協
				<ul style="list-style-type: none"> 会員企業に対して「建設キャリアアップシステム通信」等を送付し、活用を周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 会員企業に対して、建設キャリアアップシステムに関する国交省からの通知等を適宜送付した。 	空衛協
				<ul style="list-style-type: none"> 会員企業に対し引き続き「建設キャリアアップシステム」の活用を周知していく。 	全中建も力を入れており引き続き周知していく。	大中建
6(3)働き方改革の推進 大阪府内の建設業労働者の給与水準は全産業労働者よりも高く推移しているものの、小規模事業所においては十分な給与水準ではないとの声もある。また、労働時間は全産業労働者よりも長くなっているため、長時間労働の是正や経験・技能に応じた処遇等魅力ある職場環境づくりを行う必要がある。	49	近畿地方整備局及び大阪労働局は、近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。 近畿地方整備局と連携し、情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種建設業関連団体に対し、説明を実施した。 働き方改革等について、近畿地方整備局と建設業関係労働時間削減推進協議会等の様々な会議において情報の共有を行った。 	近畿地方整備局 大阪労働局	
			<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省近畿地方整備局をはじめとした、発注機関との意見交換会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> テーマごとに意見交換会を開催した。 	大建協	
			<ul style="list-style-type: none"> 大阪府及び市町村の発注工事において適正価格での受注を目指し要望活動を行う。 	コロナ禍で訪問は出来なかったが「要望書」は提出した。	大中建	
	50	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。 	各種建設業関連団体に対し、説明を実施した。	近畿地方整備局	
			NO.27	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を行った。(11月19日・20日・参加者203名) 	府建振課

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者
	51 公共工事の受注者においては、建設工事従事者の処遇の改善が一層図られるよう、施工方法の工夫等による生産性の向上等を通じて、長時間労働の是正や賃金水準の向上等の働き方改革を推進する	NO.19	・土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るための調査研究を行うとともに講習会を開催する。	・オンラインセミナーを開催した。	大建協
			・自治体発注の小規模工事でも活用できるICTを上手く取り入れることで生産性の向上につながるよう努める。	生産性の向上や長時間労働の是正のため、中小企業向けICTを取り入れた工事を引き続き検討していく。	大中建
			・公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請する。働き方改革の組織内学習会を開催する。	・公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請を行った。働き方改革の組織内学習会は実施できなかった。	大建労
	52 発注者においても、週休二日(4週8休含む)の確保や国の公共工事設計労務単価の活用、i-Construction等のICT活用を通じて、建設現場における働き方改革の推進支援に努める。		・週休二日工事の対象工事は、予定価格3億円以上を発注者指定型で4週8休を義務付け、3億円以下を受注者希望型で4週6休～8休が選択可能な発注方式で取組を実施し、労務費等の補正を実施する。また令和元年度より維持作業において週休二日交替制モデル工事の試行について実施しており、令和2年度においても引き続き取組を実施する。	・週休二日工事については、予定価格規模に応じ、発注者指定型及び受注者希望型により工事発注を実施した。また、達成状況に応じて労務費等の補正を実施した。 ・週休二日交替制モデル工事も継続して工事発注を実施した。	近畿地方整備局
			・労務費の補正は、令和2年3月より全工事を対象に実施しており、8年連続の上昇となっており、今後も労務費調査を実施し変動があれば対応を図っていく。	・大阪府「建設業法研修会」において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図った。(11月28・29日)	
			・ICT施工について令和2年度より地盤改良(スラリー攪拌)や舗装修繕(切削オーバーレイ)拡大を行う予定である。また、取組をリードするi-Constructionモデル事務所の設置や地方公共団体、地域企業の相談窓口となるi-Constructionサポート事務所を設置し、普及に向けた取組を行う。	・ICT施工として、地盤改良(スラリー攪拌)や舗装修繕(切削オーバーレイ)を活用実施した。 ・モデル事務所やサポート事務所を設置し、普及に向けた勉強会等を実施した。	
	53 建設業者団体は、現場労働時間実態調査の実施、「働き方改革に向けた基本方針」を策定し、周知する等により、長時間労働の是正を始めとした一連の働き方改革を推進する。	NO.8	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。 ・労務費等の補正に向けた環境整備に努める。 ・一定規模以上の土木工事・舗装工事・河川浚渫工事において、ICT活用工事を実施する。またICT工事の積算基準を国に準拠し制定する等、活用環境を整備する。	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注した。 ・労務費等の補正について、制度等の条件が整ったものから必要経費を積算計上した。 ・一定規模以上の土工、舗装工及び河川浚渫工において、ICT建設機械施工やUAV(ドローン等)を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用を推進した。	府発注部局
			・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。	・アンケートを実施した。	大建協

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	取組実績	報告者
<p>6(4)建設業における担い手確保の推進</p> <p>建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保を進めていく必要がある。</p>	<p>54 大阪人材確保推進会議を活用するなどし、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施する。(2月) ・高校生を対象とした現場見学会を開催する。(11月) ・建設業者団体等が実施する各種行事を後援する。(適宜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施した。(2月16日) ・11月に予定していた高校生を対象とした現場見学会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催を中止した。 ・各種行事の後援を行い、建設業への入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進した。(4月、7月、10月、2月) 	府建振課
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業界インターンシップ&就活イベントを開催する。(開催時期未定) ・高校生を対象とした体験セミナーを実施する。(開催時期未定) ・高校生対象の現場見学会を実施する。(10月～2月) ・若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月10日に建設業界研究博を開催した。 ・コロナ禍により開催を中止した。 ・コロナ禍により開催を中止した。 ・広報誌「地下放水路のひみつ」を発刊した。 	大建協
		<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」、「施工管理基礎コース」(4月当初)及び中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」(10月予定)の各セミナーを開催する。(4～10月) ・「第7回建築・土木技能体験フェア」を開催する。(6月20日、21日) ・2級建築施工管理技術検定試験対策講座を開催する。(2級2月～9月) ・建設業経理事務士特別研修(4級2日間、3級3日間 実施時期:未定) ・工科高校・専門学校の教員との意見交換会及び雇用拡大セミナーを開催する。(10月予定) ・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官等)を実施。(10月、11月予定) ・工科高校生対象の体験講習(厚労省委託事業「つなぐ化事業」)の実施(12月予定) ・たまゆらフェスタへの協力を行う。(9月18日、19日) ・建設労働者育成支援事業((一財)建設業振興基金から受託)(7月～予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」4月3日 受講者32名 ・「施工管理基礎コース」4月6日～8日 受講者19名 ・中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」(コロナ禍により中止) ・「第7回建築・土木技能体験フェア」(コロナ禍により開催を中止した。) ・2級建築施工管理技術検定試験対策講座を開催した。4月～10月 延べ6日間 受講者31名 ・建設業経理事務士特別研修(4級2日間、3級3日間 実施時期:コロナ禍により開催を中止した。) ・工科高校・専門学校の教員との意見交換会及び雇用拡大セミナーを開催した。6月19日 参加者35名 ・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官、圧接)を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①11月13日(鉄筋、左官)27名 ②11月17日(鉄筋、左官)61名 ③12月22日(鉄筋、圧接、左官、とび、型枠)39名 ④11月9日(鉄筋)46名 ⑤12月15日(鉄筋)29名 ・工科高校生対象の体験講習(厚労省委託事業「つなぐ化事業」)を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①12月16日(型枠)39名 ②12月23日(型枠)41名 ・たまゆらフェスタへの協力を行う。(コロナ禍により中止した。) ・建設労働者育成支援事業((一財)建設業振興基金から受託)「建設業入職基礎コース」(令和3年1月19日～2月9日 訓練生6名) ・「就職懇談会」(2月9日 求職者6名、求人企業6社) 	建団連
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小会員企業によるハローワーク求職者向け業界説明会を開催する。 ・府内工業・工科高校への出前授業を開催する。 ・府内工業・工科高校への中小会員企業紹介訪問を実施する。 ・府内工業・工科高校生現場見学会を開催する。 ・電気工事士技能競技大会(高校生の部)を開催する。 ・競技大会会場内に出場企業による企業案内コーナーの設置と電設業界プロモーション動画を放映する。 ・電気系学科大学生現場見学会を開催する。 ・電気系学科大学教授との意見交換会を開催する。 ・府内工業・工科高校教諭との意見交換会を開催する。 ・電気設備工事業界研究セミナーを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月30日ハローワーク大阪東での求職者向け業界会社説明会を開催した。 ・出前授業はすべて中止となったが、2月12日業界進路セミナーを開催した。(今宮工科高校) ・府内工業・工科高校への中小会員企業紹介訪問は、各校代表1名とした。 ・コロナ禍により開催を中止した。 ・今年度の電気工事士技能競技大会は参加人数を抑制して開催したが、高校生の部は開催を中止した。 ・コロナ禍により開催を中止した。 ・11月27日電気系学科大学教授との意見交換会は、対面とオンライン共用で開催した。 ・12月16日府内工業・工科高校教諭との意見交換会を開催した。 ・1月16日電気設備工事業界研究セミナーを開催した。 	電業
		<ul style="list-style-type: none"> ・第12回配管技能コンテストを実施する。(8月) ・府内各地で住宅デーを開催する予定。(木工教室・体験) 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に予定していた第12回配管技能コンテストについては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止した。 ・住宅デーの開催は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催を中止した。 	空衛協 大建労